

スポーツ

問 ☎ 8213

お子様ご招待ボウリング

地域や家族のコミュニケーション・シヨンスポーツや生涯スポーツとしてボウリングを体験してみませんか。

日時 9月17日(土)～19日(祝)午前10時～午後5時

会場 藤岡ボウル
市内在住の小学生以下は1人2ゲームまで無料

内容 市内在住の小学生以下は1人2ゲームまで無料
※保護者同伴投球に限ります
その他 ▽貸し靴代は有料です
▽保護者のゲーム代は各自で負担してください
問い合わせ 市体育協会ボウリング部(藤岡ボウル内) ☎ 2570・スポーツ課



日時 10月16日(日)午前10時開会
会場 藤岡ボウル

市民ボウリング大会

種目 男女別▽ジュニア(高校生以下)の部▽マイボール一般の部▽マイボールシニアの部▽ハウスボール(一般・シニア)混合の部
※シニアは当日50歳以上の対象
対象 市内在住・在勤・在学の人および市ボウリング協会会員
定員 84人(先着順)
参加料 ▽一般 2000円
▽高校生以下 1500円
※貸し靴代込み
その他 マイボール部門はアメリカン方式、他はヨーロッパ方式の3ゲーム
申し込み・問い合わせ 10月7日(金)までに藤岡ボウル(☎ 2570)・スポーツ課へ

健康福祉

福祉パレード

9月は知的障害者福祉月間です。知的障がい者への理解を深め、福祉の向上と充実を図るため、関係者が県内をパレードします。
日時 9月6日(火)午前8時30分～午後5時

会場 総合学習センター

時間・内容 ①午後1時～3時 面接の心構え ②午後3時～4時30分 企業との交流会
対象 おおむね40歳代前半までの求職者
定員 ①・②各10人(先着順)
参加料 無料
持ってくる物 筆記具・メモ帳
申し込み・問い合わせ 9月7日(水)～10月12日(水)に直接・電話・メールで住所・氏名・生年月日・電話番号を商工観光課(☎ 2318) syokoz@city.fujoka.gunma.jp <

新しい国民健康保険証

国民健康保険の保険証を9月中旬に郵送します。保険証が届いたら、氏名・住所などの記載内容を確認し、10月1日から使用してください。
有効期限の切れた保険証は、市役所へ返却するか、各自で処分してください。

届け出は14日以内に

届け出が遅れると国民健康保険と社会保険の二重加入になったり、どちらの保険にも未加入となったりします。届け出が必要となった日は

※藤岡市役所への到着時間は午前11時ごろの予定です
問い合わせ 県知的障害者福祉協会(☎ 027・255・6592)・県障害政策課(☎ 027・226・2632)

認知症理解促進月間

県では、9月21日の「世界アルツハイマーデー」にちなみ、9月を「認知症理解促進月間」としています。
認知症は特別な病気ではなく、誰もが発症する可能性があるある病気です。認知症の人とその家族が住み慣れた地域で暮らすことができる社会を目指して、認知症への理解を深めましょう。

認知症理解促進イベント

日時 10月2日(日)午後1時～4時
会場 群馬会館(前橋市大手町)
内容 認知症をテーマとした映画「毎日がアルツハイマー」の上映、関口祐加(映画監督)の講演など
定員 360人(先着順)
参加料 無料
申し込み・問い合わせ 9月

届け出が必要

▽国民健康保険への加入 市内に転入するとき・職場の健康保険を離脱したとき・扶養家族でなくなったとき・子どもが生まれたとき▽国民健康保険から離脱 市内外に転出する

9月1日～10日は屋外広告物適正化週間

屋外広告物の表示ルールを守り美しいまちづくりを推進しましょう。
常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものをいいます。

屋外広告物のルール

市では屋外広告物がまちの景観を損ねたり交通を妨げたりしないよう「屋外広告物条例」を制定し、広告物の表示・設置および表示できない区域や物件を定めています。
屋外広告物を表示・設置する際は、事前に市の許可が必要となる場合があります。
詳細は市ホームページで「屋外広告物の手引き」をご覧ください

《広告物の種類》



ださい。また許可基準、個別基準などは問い合わせください。
問い合わせ 都市計画課(☎ 2332)

23日(金)までにハガキ・ファクス・メールで住所・氏名・電話番号・参加人数を県庁介護高齢課(T371-8570)住所記載不要) ☎ 027・226・2576 ☎ 027・226・2576 ☎ 027・226・36725 ☎ koureigenki@pref.gunma.lg.jp <

土地価格無料相談会



10月は土地月間です。土地は私たちにとって限られた貴重な資源であり、日常生活や経済活動に欠かせない基盤です。土地についての関心を高め、理解を深めるための無料相談会を開催します。
日時 10月5日(水)午前10時～午後3時
会場 市役所第1会議室
内容 不動産鑑定士が、土地・建物価格や地代、家賃などの

相談に応じます
申し込み 当日会場へ
問い合わせ 県地域政策課(☎ 027・226・2366)・県不動産鑑定士協会(☎ 027・243・3077)・市都市計画課(☎ 2332)

大規模な土地取引には届け出を

一定面積以上の土地取引を行った場合には、買い主は市町村を経由して県知事あてに届け出を行う必要があります。忘れずに届け出してください。
届出が必要な面積 ▽市街化区域内 2000㎡以上 ▽市街化区域以外の都市計画区域内 5000㎡以上 ▽都市計画区域外 10000㎡以上
届出期間 売買契約を締結した日から起算して14日以内
届出先 市都市計画課
問い合わせ 県地域政策課(☎ 027・226・2366)・市都市計画課(☎ 2332)

出張ジョブカフェ

就職活動や仕事での不安・疑問の解決につなげませんか。
期日 10月18日(火)

不動産合同公売のお知らせ

合同公売は、本市と高崎市、安中市、藤岡行政県税事務所との合同で実施します。本市以外の物件については、各機関に問い合わせください。
入札日時 11月22日(火)午後1時受け付け開始
会場 県高崎合同庁舎

藤岡市の物件

	所在	内容	面積	最低入札価格	公売保証金
物件1	上落合	土地4筆	1,667.57㎡	690万円	69万円
物件2	下戸塚	土地2筆	571㎡	210万円	21万円
物件3	東平井	土地1筆(住宅1棟、床面積115.5㎡)	803㎡	345万円	35万円
物件4	下大塚	土地1筆	485㎡	35万円	4万円
物件5	上大塚	土地1筆	615㎡	378万円	38万円
物件6	上大塚	土地1筆	1,019㎡	100万円	10万円